

大分県低入札価格調査実施要領

第一 趣旨

この要領は、大分県が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第二 対象工事

低入札価格調査の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が三億円以上の工事とする。

第三 低入札価格調査委員会

低入札価格調査を行うため、各部局に低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第四 低入札価格調査基準価格

契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、次に掲げる方法で得た額により低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を決定し、予定価格調書の基準価格欄にその金額を記載するものとする。

(一) 次に掲げる額の合算額に百分の百八を乗じて得た額を設計額で除して得た割合を予定価格に乗じる。ただし、当該割合が、十分の九を超える場合にあっては予定価格に十分の九を乗じて得た額とし、十分の七に満たない場合にあっては予定価格に十分の七を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費（共通仮設費積上分を含む。）の額に百分の九十五を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費（共通仮設費率計上分に限る。）の額に百分の九十を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に百分の九十を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に百分の五十五を乗じて得た額
- (二) (一)の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、予定価格に十分の七から十分の九までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて得た額とすることができます。

第五 失格基準

県の設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合算額に百分の百八を乗じて得た額（以下「失格基準」という。）を下回る入札は失格とする。ただし、設計金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める額以上の工事については、失格基準を定めないことができる。

経費区分	割 合	備 考
直接工事費	八十五%	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	七十%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費等の合計額

第六 入札参加者への周知

契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、当該工事が低入札価格調査

対象工事であることを入札公告（入札説明書がある場合は、これを含む。）又は指名通知書に記載するとともに、次に掲げる事項（(二)及び(四)については、失格基準を定めている場合に限る。）について入札参加者に周知するものとする。

- (一) 第四に定める基準価格を定めていること。
- (二) 第五に定める失格基準を定めていること。
- (三) 基準価格を下回る入札（失格基準を下回る入札を除く。以下同じ。）が行われた場合は、落札者の決定を保留して低入札価格調査を実施し、最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）以外の者を落札者とする場合があること。
- (四) 入札価格が失格基準を下回る場合、当該入札は失格とすること。
- (五) 基準価格を下回る入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

第七 開札

- 一 基準価格を下回る入札が行われた場合（総合評価落札方式による入札において基準価格を下回る入札を行った者が最高の評価値を得ていない場合を除く。）には、契約担当者は、落札者の決定を保留して開札を終了し、入札参加者に入札結果を通知の上、低入札価格調査を実施するものとする。
- 二 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札を失格とする。

第八 調査の実施

- 一 契約担当者は、第七の一により落札者の決定を保留したときは、最低の入札価格について、対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、調査を行わなければならない。
- 二 一の調査は、次の事項について最低価格入札者からの資料の収集及び事情聴取並びに関係機関への照会により行うものとする。
 - (一) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
 - (二) その価格により施工ができる特別の事由
 - (1) 対象工事の場所の付近における手持工事の状況
 - (2) 対象工事に関する手持工事の状況
 - (3) 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）
 - (4) 手持資材の状況
 - (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - (6) 手持機械の状況
 - (三) 労務者の具体的供給見通し
 - (四) 過去五年間に施工した公共工事名及び発注者
 - (五) 入札者の経営状態
 - (1) 経営内容
 - (2) 経営状況
 - (3) 信用状況
 - (六) その他必要な事項
- 三 契約担当者は、二の調査終了後、当該調査の結果及び対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての意見を付した書面を作成し、委員会に提出しなければならない。

四 契約担当者は、二及び三の規定にかかわらず、最低価格入札者が過去一年間に第十二の(四)の通知を受けている場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとする。

第九 契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の手続

委員会は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるとときは、その旨を契約担当者に通知し、契約担当者は、最低価格入札者に落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者にその旨を通知するものとする。

第十 契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の手続

一 委員会は、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認めるとときは、その旨を契約担当者に通知するものとする。

二 契約担当者は、一の通知があったとき又は第八の四により契約の内容に適合した履行がされないと認めると認めたときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が基準価格を下回る価格で入札をした場合にあっては、第八の調査を実施した上で落札者とするかどうか決定するものとする。

三 契約担当者は、最低価格入札者を落札者としないこととしたときは、最低価格入札者に落札者としない旨及びその理由を通知するものとする。

四 契約担当者は、次順位者等を落札者としたときは、次順位者等に落札者とする旨を通知し、他の入札者にその旨を通知するものとする。

第十一 対象工事の入札結果及び調査結果の公表

一 対象工事の入札結果の公表に当たっては、公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成十三年三月二十九日付け監第千七百六十二号・企検第二千四百七十四号）に定めるもののほか、入札結果表に次に掲げる事項を記載するものとする。

(一) 低入札価格調査を行う場合の低入札価格調査実施前にあっては、低入札価格調査を実施している旨

(二) 基準価格を下回る入札価格（失格基準を下回る入札価格を除く。）にあっては、基準価格未満である旨

(三) 失格基準を下回る入札価格にあっては、失格である旨

二 低入札価格調査を行った場合の調査結果の概要については、落札者決定後に公表するものとする。

第十二 調査対象工事の監督等

契約担当者は、低入札価格調査の対象となった者を落札者に決定した場合においては、次に掲げる措置を講じるものとする。

(一) 施工体制台帳の提出を求め、必要に応じその内容について事情聴取を行う。

(二) 施工に当たっては、監督、検査業務を強化する。

(三) 下請報告書の提出があった場合は、必要に応じ下請契約関係について事情聴取を行う。

(四) 契約締結の日から工事目的物引渡後一年を経過するまでの間、必要に応じ、第八の二

の(一)から(六)までに掲げる事項について、提出された資料及び事情聴取における説明（下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。以下「第八の調査の説明等」という。）に即して施工しているかについて調査を行う。なお、この調査の結果、正当な理由なく、第八の調査の説明等と異なっていた場合又はこの調査に協力しない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。

第十三 総合評価落札方式による入札における取扱い

総合評価落札方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の第六及び第八から第十までの規定の適用については、第六の(二)中「最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、第八の一中「最低の入札価格」とあるのは「基準価格を下回り評価値の最も高い者の入札価格」と、第八の二及び四、第九並びに第十の一、二及び三中「最低価格入札者」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者」と、第十の二中「他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」と、第十中「次順位者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」とする。

附 則

この告示は、平成十二年十月一日から施行し、同日以後に指名通知又は入札公告が行われる競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成十九年七月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、平成二十一年八月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、平成二十四年一月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。